

(注1) 利用者等告示第31号のイ

対象外種目		厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
ア	車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者	
		(1) 日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7 「3. できない」
		(2) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	-
イ	特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者	
		(1) 日常的に起きあがり困難な者	基本調査1-4 「3. できない」
		(2) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」
ウ	床ずれ防止用具及び体位変換機	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」
エ	認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者	
		(1) 意見の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査3-1 「1. 調査対象者が意見を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査3-2～3-7のいずれか 「2. できない」 又は 基本調査3-8～4-15のいずれか 「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。
		(2) 移動において全介助を必要としない者	基本調査2-2 「4. 全介助」以外
オ	移動用リフト（つり具の部分を除く）	次のいずれかに該当する者	
		(1) 日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査1-8 「3. できない」
		(2) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査2-1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
		(3) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	-
カ	自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者	
		(1) 排泄が全介助を必要とする者	基本調査2-6 「4. 全介助」
		(2) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-1 「4. 全介助」

(注1) 利用者等告示第31号のイ

対象外種目		厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
ア	車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者	
		(1) 日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7 「3. できない」
		(2) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	-
イ	特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者	
		(1) 日常的に起きあがり困難な者	基本調査1-4 「3. できない」
		(2) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」
ウ	床ずれ防止用具及び体位変換機	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」
エ	認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者	
		(1) 意見の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査3-1 「1. 調査対象者が意見を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査3-2 ~ 3-7のいずれか 「2. できない」 又は 基本調査3-8 ~ 4-15のいずれか 「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。
		(2) 移動において全介助を必要としない者	基本調査2-2 「4. 全介助」以外
オ	移動用リフト（つり具の部分を除く）	次のいずれかに該当する者	
		(1) 日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査1-8 「3. できない」
		(2) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査2-1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
		(3) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	-
カ	自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者	
		(1) 排泄が全介助を必要とする者	基本調査2-6 「4. 全介助」
		(2) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-1 「4. 全介助」